

## 徳島県規則第十四号

徳島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

徳島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和二年徳島県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条第一項」を「第二項並びに第三十条第一項及び第二項」に改める。  
第二条第一項中「第三十条第一項」を「第二項並びに第三十条第一項及び第二項」に改め、同条第三項第一号中「報告」を「報告（次号に掲げる報告を除く。）」に改め、同項第三号中「様式第三号」を「様式第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「次号」を「次号及び第五号」に、「様式第二号」を「様式第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 法第三十条第二項の漁獲割当管理区分以外の管理区分の特別管理特定水産資源に係る報告（次号に掲げる報告を除く。） 様式第四号

第二条第三項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第十七条第一項の漁獲割当管理区分の特別管理特定水産資源に係る報告 様式第二号

様式第一号中「漁獲量等報告書」を「特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書」に、「あつては、」を「あつては、」に、「基づき、」を「基づき、」に、「次」を「次に」に改め、同様式の備考1から3までの規定中「、」を「、」に改め、同様式の備考4を削り、同様式の備考5中「、」を「、」に改め、同備考5を同様式の備考4とし、同様式の備考6中「、」を「、」に改め、同備考6を同様式の備考5とする。

様式第三号中「、」を「、」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第二号中「漁獲量等報告書」を「特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書」に、「あつては、」を「あつては、」に、「基づき、」を「基づき、」に、「次」を「次に」に、「委任状」を「委任状」に、「許可番号、」を「許可番号、」に、「省略する」を「省略する」に、「船舶」を「船舶」に、「田」を「田」に、「田」を「田」に、「いけす」を「いけす」に改め、同様式の備考5を削り、同様式を様式第三号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第4号（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書  
（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

漁業法第30条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号		船舶等の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	個体の数

備考

- 1 代理人を用いて報告をする場合には、委任状を添付すること。
- 2 「許可番号又は免許番号」欄には、次に掲げる事項を記入すること。ただし、許可番号、免許番号又は承認番号のいずれも持たない場合には、省略すること。
  - (1) 許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては、許可番号
  - (2) 漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては、免許番号
  - (3) 海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合にあつては、承認番号
- 3 「陸揚げした日」欄には、くろまぐろの養殖用種苗の報告の場合には、いけすに入れた日又は移送用の仮いけすに入れた日のいずれか早い日を記入すること。

様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第2号（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

漁業法第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号			
特別管理特定水産資源の名称			
漁獲割当管理区分の名称			
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）		
特別管理特定水産資源ごとの 陸揚げした日／漁獲量（kg）／個体の数			
船舶等の名称			

備考

- 1 代理人を用いて報告をする場合には、委任状を添付すること。
- 2 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特別管理特定水産資源について報告を行う場合には、表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 3 「漁獲割当割合設定通知書の番号」欄には、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載すること（漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 4 「設定を受けた年次漁獲割当量」欄には、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入すること。
- 5 「特別管理特定水産資源ごとの陸揚げした日／漁獲量（kg）／個体の数」欄の陸揚げした日は、くろまぐろの養殖用種苗の報告の場合には、いけすに入れた日又は移送用の仮いけすに入れた日のいずれか早い日を記入すること。

## 附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の様式第一号、様式第三号及び様式第五号に相当する改正前の様式第一号から様式第三号までによる用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。